

入会審査規程



公益社団法人 日本ビリヤード協会

第2版 2018年6月27日

<文管 1-03>

(定義)

第1条. 公益社団法人日本ビリヤード協会（以下、「本協会」という）の定款第6条の規定に基づく新規会員の入会審査については、別に定めがあるものを除き、この規程の定めるところによる。

(入会審査員)

第2条. 理事長は理事会の決議に基づき、理事の中から入会審査員を任命する。

(入会審査員の職務)

第3条. 入会審査員は、入会希望者から入会の意思表示を受けた場合には、当該希望者が本規程の第4条乃至第6条の基準に適合する者であるか否かについて審査を行う。

(正会員の審査事項)

第4条. 定款第5条第1項第1号に定める正会員の入会審査基準の具体的内容は、下記の通りとする。

- (1) 本協会の目的に賛同していること。
- (2) 本協会の事業推進に賛助寄与すること。
- (3) 下記の事由に該当しない者であること
 - ① 成年被後見人、被保佐人、又は破産者で復権を得ない者。
 - ② 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終え、又は執行を受ける事がなくなった日から起算して5年を経過しない者。
 - ③ 過去5年以内にビリヤードの指導又は活動に関して、法令又は本協会諸規定に違反する行為があり、ビリヤードの指導又は活動に関して、著しく適性を欠く恐れがあると認められる者。
 - ④ 集団的、又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れがあると認められる者。
 - ⑤ 重度の精神病患者、又はアルコール・麻薬・覚醒剤等の中毒者であると認められる者。
 - ⑥ 住所、居所および連絡先が明確でない者。
 - ⑦ 反社会的勢力。
 - ⑧ 入会申込書に虚偽を記入し提出した者。
 - ⑨ 過去5年以内に、本協会より除名その他の処分を受け、会員資格を喪失した者。

(賛助会員の審査事項)

第5条. 定款第5条第1項第2号に定める賛助会員の入会審査基準の具体的内容は、下記の通りとする。

- (1) 本協会の事業を賛助することを目的としていること。
- (2) 本規程第4条第3項に準拠する。

(名誉会員の審査事項)

- 第6条. 定款第5条第1項第3号に定める名誉会員の入会審査基準の具体的内容は、下記の通りとする。
- (1) 協会に功労があった者又は本協会にとって有益な学識経験者と認められる者であること。
 - (2) 理事長の推薦を受けた者であること。
 - (3) 本規程第4条2項に準拠する。

(CS会員[Cue Sports Member])

- 第7条. 定款第5条第1項第4号に定めるCS会員の入会については、本協会CS委員会が管轄することとし、別に定めるCS会員規程に同意の上、登録申し込み手続きを行うこととする。

(補助)

- 第8条. 入会審査員は理事会が適当と認める者に、審査を補助させることができる。

(審査後の処置)

- 第9条. 入会審査員は、第4条および第5条の事項について審査を行った結果、入会に疑義が生じた場合には、当該審査の結果を直ちに入会申込者に通知するとともに、理事会に当該審査の結果を報告の上、入会可否決議を受けた後に、当該決議内容を入会申込者に通知しなければならない。

(改廃)

- 第10条. 本規程の改廃は、総会の決議により行う。

附 則

この規程は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第106条第1項に定める公益法人の設立の登記の日から施行する。

以上

改定履歴

版	発効日	改定内容
第2版	2018年6月27日	第1条(定義)に公益社団法人日本ビリヤード協会の記述を追加。 ほか、一部語句を訂正。 規程関連書式統一。最終ページに改定履歴を表示。